

## ■原子力安全・保安院との意見交換

前回定例会で出された意見・要望を3項目にとりまとめたものを、最初にそれぞれ代表から質問してもらい、意見交換を行いました。

### 代表質問一 住民の目に見える原子力安全規制について

◇保安院は変わったのか？ 変わった姿、努力が地元に見えて来ない。

例えば、発電所でトラブルが起きた時、結論が出るまで時間がかかる。

しかもその間、国からの情報が何も無く、地域住民は不安。すぐに結論が出なくとも、経過報告をするなど、住民の不安を解消するような目に見える努力を。

◇例えば、昨年12月に原発敷地外の土壤から微量なコバルト60が検出されたことが新聞報道され、1月の地域の会で作業員の証言内容が明らかになり、新潟県は国が行うべき調査だと原発反対団体に回答したことが新聞各紙に報道された。東京電力は2月6日に調査結果を発表したが、国からのコメントは全く無く地域住民の不安はまたもや増大。この間保安

院ではどのような協議がなされ、今後どのように取り組まれようとしているのか。

### ◎保安院回答

- ・物品搬出問題については、昨年12月から承知している。

直ちに地域住民の方々への安全性に問題が生じるものではないことから、法令上の問題も含めて適切な測定が行われているかを2月20日から行われる保安検査で調査・確認したい。

- ・法改正で事業者の国への報告基準を明確化した。

- ・事業者は報告義務未満のものも公表しており、その内、どこまで国が関与すべきか悩むところだが、できるだけ対応したい。
- ・相反する速報性と正確性、それと公表方法が難しく、試行錯誤の段階。最大限の努力をしていきたい。

### ●国の姿勢に対する不安と不満

**意見** 住民が不安に思うようなことはタイミング良く早めに見解を出してもらいたいが、そういう姿勢がまだない。物品搬出問題にしても国から

見解が全く出ておらず、そこに不安と不満がある。

**意見** 国は法律の枠内でやつていれば良い、後は事業者の責任という様に聞こえる。

**A** 法律に基づく規制が根本だが、報告義務のないものについても重要なものは追加調査を指示し、公表してきた。それを地元住民まで知らせるのはマンパワーの問題で非常に悩ましい。

ただ、今回の物品搬出問題に対してタイムリーな対応が取れていなかつたことは認める。

### ●地元事務所の役割

**意見** 管理区域内の固体廃棄物を出していいという法律はない。法律違反では。地元新聞にも載り、県から照会があつたのに保安院は何もしない。地元の情報は現地の事務所から報告されるはずだが。

**A** 保安検査官は発電所の監視が主たる役割であり、地域の声や保安院のメッセージを伝える機能が弱かつた。いかにタイムリーな情報提供を行うか、検討し、今後も努力したい。